

様式第2号（第8条関係）

意見等に対する実施機関の考え方

- 1 対象事案名 第2期行橋市教育振興基本計画（案）
- 2 意見等募集期間 令和4年1月12日～令和4年2月4日
- 3 意見の概要及び実施機関の考え方

No.	意見の概要	実施機関の考え方
1	<p>基本計画書として、①総合計画との整合性、②教育を取り巻く環境③第一期計画の評価そして、④アンケートを反映して計画の体系化を策定しているステップは、非常に良い。</p> <p>更に、ブラッシュアップするには、教育を取り巻く環境の中で「経済産業省」の「人生100年時代の社会人基礎力」のことについての視点を考慮して欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、「人生100年時代の社会人基礎力」は必要な視点であると考えます。就学前教育から社会人までの各ライフステージに必要な視点であることを念頭に、P5の「1教育をとりまく動き」に背景として追記します。</p>
2	<p>基本項目の「学校教育の充実」において、下記を追加。</p> <p>①「学力の向上」の目標の定量化（〇〇%UP）をして欲しい。理由は、「住んでよかった魅力あるまち」として、学力の向上は、非常にアピール性があるため。</p> <p>②「褒める文化」の育成を望む。生徒、教師を含めて地域社会全体で“褒めて育てる”ことを地域文化として築いていく。</p> <p>③ICT教育では、タブレット端末の利用として子供たちへの自由開放と教育の場での行橋独自の魅力ある活用を目指す。</p>	<p>①学力向上の指標としての、「全国学力学習状況調査」の達成率は、市内小・中学校児童・生徒の平均正答率で示すことにしており、この達成目標は、前年度の県や全国の実績をもとに設定しております。市内の学力向上の成果としては、特に中学校で大きな伸びを示しており、福岡県の平均正答率に並ぶことができました。今後も、目標の達成に向け各学校と協力してまいります。</p> <p>②新学習指導要領においても従来通り「指導と評価の一体化」が示されており、児童生徒に対する授業中の活動への評価が重要になっています。市内小・中学校において、児童生徒が、授業の中で多様に評価され、自尊感情の向上が図られるよう、学校とさらに連携してまいります。また家庭や地域社会と協働し、「褒める文化」を醸成してまいります。具体的には、コミュニティ・スクールを基盤として、PTAや地域の様々な方々による学校行事や総合学習の場面でのかかわりを増やし、児童生徒の活動をより多くの場面で評価していただけるように取り組んでまいります。</p>

No.	意見の概要	実施機関の考え方
		<p>③タブレット端末の活用については、学習効果を高めるとともに、子どもたちの個々の創造性も高めることができるものと考えており、基本的には、学習のために自由に使用できます。しかし、情報モラルの順守や個人情報保護への配慮など、活用にあたっては、一定のルールは必要であり、現在も「活用のルール」を定め、授業や家庭学習で活用しているところです。今後も、それらのルールを守ることを指導しながら、効果的な活用方法についても検討してまいります。</p>
3	<p>基本項目の「生涯学習の推進」において、下記を追加。</p> <p>①「SDGs」の地域社会での実践。</p> <p>②地域社会と連携した「ICT活用」の展開。</p>	<p>①計画（案）P6及びP31（完成版P7及びP32）に記載しているとおおり、SDGsにつきましては、生涯学習課分野に限らず、すべての施策の基本理念として意識し、取り組んでいくようにしております。</p> <p>②コロナ禍の中、ICTを活用した取り組みは、重要度が増しています。本市におきましても計画（案）P42（完成版P45）に記載しておりますように、市民大学講座を試験的にではありますが、オンライン講座を導入し、ICTを活用した取り組みを開始しているところです。</p>
4	<p>ICT教育及び家庭学習について</p> <p>①そもそも宿題は学校教育外のことだ。子どもが宿題をしなければならない法的根拠はどこにあるのか？</p> <p>②家庭学習におけるICT機器の使用（タブレットの持ち帰り）は必要ない。教育課程外なので、使うか使わないかは本人（家庭）の任意であるべきだ。</p> <p>③全員にタブレットを持ち帰らせ、活用力を向上させたいのならば、その根拠を明らかにしたうえで、全児童生徒分の家庭における通信費を公費（国・県・市）で負担してほしい。</p> <p>④今すぐ、要保護・準要保護世帯へ</p>	<p>行橋市教育委員会では、PTA連合会と協力しながら家庭教育に対する啓発活動を長年実施してまいりました。</p> <p>さらに学習課題のデジタル化を進めることについて、今後も継続するコロナウイルス感染下での「やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について」、文部科学省から通知があり、非常時には家庭教育の状況下で、学校の授業をオンラインやオンデマンドで実施し、学習評価をすることが可能になりました。</p> <p>今後も、教育委員会としまして、学校教育環境のみならず、家庭教育の環境づくりにも励んでいく所</p>

No.	意見の概要	実施機関の考え方
	<p>の学用品費支給額の見直しが必要だ。(早急に通信費を支給することが求められる)</p> <p>⑤市内全域にフリーWi-Fiスポットを増やすことは検討しているか。特に、市営住宅や県営団地などは早急に整備してもよいのではないかと考える。</p>	<p>存です。</p> <p>以下、個別項目へ回答します。</p> <p>①家庭学習については、学習指導要領第1章総則第1-2-(1)にあるように、家庭と連携し、基本的な生活習慣、学習習慣を確立するために必要であると考えています。宿題については、自主的な学校外での学習と捉え、各学校・クラスにおいて児童生徒の学力向上や知識の定着を図るため行っているものであると捉えています。</p> <p>②教育基本法10条にあるように、家庭学習については保護者の責任について示されています。現状においても、家庭学習におけるICT機器の使用は、保護者の同意の下で、使用していただいております。しかし、今後、児童生徒が成長し社会にでるにあたり、ICT機器の活用や情報処理能力、情報収集能力の必要性は益々高まると考えています。児童生徒が学校にいる時間は限られているため、各家庭においても、調べ学習や機器の使用方法、活用ルールなどモラル教育を各家庭でも行っていただくことにより、それらの能力育成に効果的だと考え、家庭での使用を推奨しているところです。</p> <p>③④現状、タブレットの家庭での活用に関しては、家庭の通信環境の利用を含め、あくまで、保護者の同意の下で活用していただいております。また、通信環境がない場合におきましては、環境の有無で学びの機会に差が生じないように、タブレット端末内にオフラインで利用できる学習アプリや事前に学校で課題を入れておくなど、個別の対応を講じているところです。しかし、今後も、家庭学習でのICT機器の活用効果や感染症の感染拡大、自然災害に伴う休校など非常事態での学習機会の継続など、家庭と学校がオンラインでつながることでの効果が期待されることから、保護者へ理解を求めつつ、</p>

No.	意見の概要	実施機関の考え方
		<p>自主的な通信環境整備への協力をお願いしてまいります。</p> <p>⑤社会全体の情報化の進展によって、教育分野以外にも、通信環境の重要性は大きくなると考えております。行橋市におきましては、現在、市営住宅への通信インフラ整備についての予定はありませんが、利用者のサービス向上を目的としてリブリオ行橋や、災害時の利活用を目的として一次避難所となっている公共施設にフリーWi-Fiを整備したところ です。</p>
5	<p>計画（案）P38（完成版P40）施策5 教職員の資質と実践的指導力の向上 について</p> <p>・施策の中に『「働き方改革」を視野に入れた』という文があるが、「働き方改革」については、もっと現場の実感や声を大切にしていきたい、という思いがある。</p>	<p>教員の長時間勤務については、各メディアでも取り上げられており、平日の時間外勤務や休日出勤など負担が大きいことは認識しております。また、No.4の考え方でも述べましたオンライン授業・オンデマンド授業が可能な学習環境の醸成には、教員のみなさまの更なるご尽力が必要になりますが、一方で「働き方改革」の推進のもと、ICT教材の共有化などにより、教材の作成時間を縮減することも可能になります。こうして今後ICT機器の活用が推進されていくことで、業務軽減にもつながると考えております。教育委員会としても、学校現場と協力しながら、今後も様々な支援を具体的な形で実施してまいります。</p>

お問合せ先

行橋市教育委員会 教育総務課 教育政策係

TEL：0930-25-1111（内線1343）